

令和4年度（令和3年分） 市民税・県民税・国民健康保険税申告書

※

生年月日 明・大 昭・平 年 月 日

電話番号

業種又は職業

個人番号



現住所

1月1日現在の住所

フリガナ

氏名

安芸高田市長様 令和 年 月 日提出

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除

⑪ 医療費控除

⑫ 社会保険料控除

⑭ 生命保険料控除

⑮ 地震保険料控除

⑯ 障害者控除

⑰ 配偶者控除

⑱ 扶養控除

⑲ 16歳未満の扶養親族

1 収入金額等	事業	営業等	ア						
		農業	イ						
	不動産	ウ							
	利子	エ							
	配当	オ							
	給与	一般	カ						
		専従	キ						
		公的年金等	ク						
	雑業	務	ケ						
		その他	コ						
2 所得金額	総合譲渡	短期	サ						
		長期	シ						
	一時	ス							
	事業	営業等	①						
		農業	②						
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥							
	雑業	⑦							
総合譲渡・一時	⑧								
①～⑧の合計	⑨								
4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	⑩							
	医療費控除	⑪							
	社会保険料控除	⑫							
	小規模企業共済等掛金控除	⑬							
	生命保険料控除	⑭							
	地震保険料控除	⑮							
	寡婦・ひとり親控除	⑯					0	0	0
	勤労学生・障害者控除	⑰					0	0	0
	配偶者(特別)控除	⑳					0	0	0
	扶養控除	㉑					0	0	0
基礎控除	㉒					0	0	0	
⑩～㉑の合計	㉓								

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き（特別徴収） 自分で納付（普通徴収）

・セルフメディケーション税制（地方税法附則第4条の4の規定）の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入ください。

※裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」にも氏名及び住所を記入してください。

- ・分離課税に係る所得のある人は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」を合わせて提出してください。
- ・調査により、申告内容とは異なる賦課決定を行う場合があります。
- ・「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

(税務課記入欄)

異動日	入力
寄附	配課 照合

6 給与所得の内訳

〔日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。〕

(裏)

Table with columns: 月 (Month), 日給 (Daily Salary), 勤務日数 (Working Days), 月収 (Monthly Income). Includes summary rows for 賞与等 (Bonuses), 合計 (Total), 勤務先名 (Employer Name), 勤務先所在地 (Employer Location), and 電話番号 (Phone Number).

7 事業・不動産所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類 (Type of Income), 所得の生ずる場所 (Where Income is Generated), 収入金額 (Income Amount), 必要経費 (Necessary Expenses), 青色申告特別控除額 (Special Allowance for Blue Tax Return).

8 配当所得に関する事項

Table with columns: 配当所得の種類 (Type of Dividend Income), 所得の生ずる場所 (Where Income is Generated), 支払確定年月 (Payment Confirmation Month/Year), 収入金額 (Income Amount), 必要経費 (Necessary Expenses). Includes a row for 国外株式等に係る外国所得税額 (Foreign Income Tax on Foreign Stocks).

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

Table with columns: 種目 (Category), 所得の生ずる場所 (Where Income is Generated), 収入金額 (Income Amount), 必要経費 (Necessary Expenses).

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

Table for calculating total transfer and temporary income. Columns: 収入金額 (Income Amount), 必要経費 (Necessary Expenses), 差引金額 (差引金額 (収入金額 - 必要経費)) (Adjusted Amount (Income Amount - Necessary Expenses)), 特別控除額 (Special Allowance), 所得金額 (所得金額 (差引金額 - 特別控除額)) (Income Amount (Adjusted Amount - Special Allowance)). Includes a calculation formula: 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2].

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のニに、ハの金額を表面のサに記入してください。右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

Table for business family members. Columns: フリガナ (Name), 氏名 (Name), 個人番号 (Personal Number), 続柄 (Relationship), 生年月日 (Date of Birth), 明・大・昭・平・令 (Era), 専従者給与(控除)額 (Amount of Business Family Member Salary (Allowance)). Includes a summary row for 所得税における青色申告の承認の有無 (Approval for Blue Tax Return in Income Tax).

15 事業税に関する事項

Table for business tax. Columns: 非課税所得など (Non-taxable Income, etc.), 所得金額 (Income Amount), 損益計算の税引適用前の不動産所得 (Real Estate Income Before Taxation), 事業用資産の譲渡損失など (Losses from Business Asset Transfer, etc.), 資産の種類 (Type of Asset), 損失額、被災損失額(白) (Loss Amount, Disaster Loss Amount (White)), 前年中の開(廃)業 (Business Started/Ended in Previous Year), 開始・廃止 (Start/End) 月 日 (Month/Day), 他都道府県の事務所等 (Offices in Other Prefectures, etc.).

12 別居の扶養親族等に関する事項

Table for separated family members. Columns: フリガナ (Name), 氏名 (Name), 個人番号 (Personal Number), 住所 (Address).

16 寄附金に関する事項

Table for donations. Columns: 都道府県、市区町村分 (Prefecture/City/Town/Village), 住所地の共同基金会、日赤支部分 (Joint Foundation/Red Cross Branch of Residence), 条例指定分 (Designated by Ordinance) 都道府県 (Prefecture), 市区町村 (City/Town/Village).

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同基金会、日赤支部分」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。「条例指定分」の「都道府県」、「市区町村」の各欄には、住所地の都道府県、市区町村の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

Table with rows: 配当割額控除額 (Dividend Allowance Deduction Amount), 株式等譲渡所得割額控除額 (Share Transfer Income Allowance Deduction Amount).

14 上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の選択課税について

所得税と住民税で異なる課税方式を選択する。

※詳しくは市ホームページをご確認ください。

※申告不要の対象となる上場株式の配当所得等および譲渡所得等については、所得税15.315%(復興特別所得税含む)と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収されているものとなります。

17 所得がなかった人 (該当に○)

- 1. 下記の者の扶養であった、又は援助(仕送りなど)を受けていた
氏名 続柄 住所
2. 非課税所得のみの収入であった(該当に○: 遺族年金・障害者年金・雇用保険・その他())
3. 生活保護法による生活扶助を受けていた
4. その他()